



2021年8月3日  
カトリックさいたま教区 司教  
マリオ 山野内 倫昭

## 新型コロナウイルスの感染拡大に対する教区の対応について (第19次)

—関東の1都3県への新たな「緊急事態宣言」の発出を受けて—

新しい「緊急事態宣言」が発出されました。新型コロナウイルスの感染状況は変異株の登場で新たな段階を迎え、高齢者を中心としてワクチンの接種も進んでいるものの、感染拡大の終息の兆しは未だ見えず、私たちの引き続きの努力が求められています。

さいたま教区としましては、これまで緊急事態宣言が発出された場合には、基本的に日本カトリック司教協議会の「感染症対応ガイドライン」(2020年11月1日付)に即して慎重に対応してきました。(参照:対応(第15次))

幸いにも、パンデミックが始まって以来、教会の私たちも、専門家の方々の努力のおかげで、どうやって命を守ればよいかについて多くを学ぶことができました。

新しい緊急事態宣言の下でのミサの公開について、下記のように対応を変更することといたします。

1・「緊急事態宣言」の対象外である栃木・群馬・茨城を含め、「主日のミサの公開」を宣言終了まで休止することとします。  
なお、主日のミサに与る義務は教区内のすべての方を対象に、引き続き免除します。

2・ただし、感染状況は小教区ごとに大きく異なっていますので、主任司祭と信徒が熟慮されて「主日のミサの公開の継続」を希望されるときは、司教まで申し出てくだされば許可いたします。

3・平日のミサは休止せず、これまで通りの十分な配慮の下で行うことを容認します。

(注) なお、葬儀や結婚式については従来通りですが、その他、判断に迷うこと等がありましたら、司教にご相談ください。